

議員提出第2号議案

足立区育英資金条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項の規定により提出する。

令和6年2月21日

提出者

足立区議会議員	ぬか	が	和	子	
同	はた	の	昭	彦	
同	山	中	ち	え	子
同	横	田	ゆ	う	
同	小	林	と	も	よ
同	西	の	原	ゆ	ま

足立区議会議長 工藤 てつや 様

(提案理由)

大学、高等学校等を卒業した者で奨学金の返済により経済的困難な状況である者も奨学金返済支援助成の対象とする必要があるため、本案を提出する。

足立区育英資金条例の一部を改正する条例

足立区育英資金条例（昭和31年足立区条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「進学又は」を「進学若しくは」に改め、「困難な者」の次に「又は修学のために貸与を受けた額の返済により経済的困難な状況である者」を加え、「修学上」を削る。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。